

# 改正法第13回認定自治体

・改正法第13回で認定した自治体(16市町村)は以下のとおり。<16計画、16市町村(12道県)>

北海道1(1)	剣淵町
群馬県1(1)	上野村
神奈川県2(2)	大磯町、中井町
新潟県2(2)	五泉市、胎内市
長野県2(2)	松川村、木島平村
岐阜県1(1)	白川村
佐賀県1(1)	多久市
長崎県1(1)	新上五島町
熊本県1(1)	苓北町
宮崎県1(1)	高原町
鹿児島県1(1)	肘付町
沖縄県2(2)	宜野座村、西原町

\* 上記に加えて計画変更認定申請が134件。

\* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。

\* 令和6年6月25日時点における認定件数は1,347計画(47都道府県1,506市区町村)

\* 宮城県、栃木県、埼玉県、群馬県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県についてはすべての市町村で認定。